

様式第 26 (第 30 条、第 32 条、第 33 条関係)

大気指定工場等設置 (使用・変更) 届出書

年 月 日

豊 田 市 長 様

届出者 住 所  
郵便番号  
氏 名  
(名称及び代表者氏名)

第 28 条第 1 項  
第 29 条第 1 項 の規定により、大気指定工場  
第 30 条第 1 項  
県民の生活環境の保全等に関する条例  
等について、次のとおり届け出ます。

大気指定工場等の名称			
大気指定工場等の所在地			
大気指定施設の種類及びその種類ごとの数	項 番 号	種 類	数
大気指定施設の構造	別紙 1 のとおり。	※ 整 理 番 号	
大気指定施設の使用及び管理の方法		※ 受 理 年 月 日	年 月 日
ばい煙の処理の方法	別紙 2 のとおり。	※ 工 場 等 番 号	
ばい煙に係る原材料及び燃料の種類及び使用量		※ 審 査 結 果	
設 置 年 月 日	年 月 日	※ 備 考	
着 手 予 定 年 月 日	年 月 日		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日		

- 備考
- 1 連絡責任者の所属、氏名及び電話番号を記載した書類を添付すること。
  - 2 ※印の欄には、記載しないこと。
  - 3 大気指定施設の種類及びその種類ごとの数の欄には、別表第 12 に掲げる項番号及び名称並びに数を記載すること。
  - 4 設置の届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用の届出の場合には設置年月日の欄に、変更の届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄にそれぞれ記載すること。
  - 5 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を別紙により対照させること。
  - 6 届出書及び別紙の用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別紙 1

大気指定施設の構造並びに使用及び管理の方法

大気指定施設の 種類及び 施設番号	設置年月日 着手予定年月日 使用開始予定年月日	規模	燃焼設備の 燃料の燃焼 能力 (L/h、 kg/h、 m <sup>3</sup> /h)	重油に換算 した量 (L/h)	使用燃・原料		使用状況		
					種類	総発熱量 (kJ/L、 kJ/kg、 kJ/m <sup>3</sup> )	使用時間 時～時	月間使用時 間数	季節 変動
	・ ・ ・						～		
	・ ・ ・						～		
	・ ・ ・						～		
	・ ・ ・						～		
	・ ・ ・						～		
	・ ・ ・						～		
	・ ・ ・						～		
	・ ・ ・						～		
	・ ・ ・						～		
	・ ・ ・						～		
合計									

- 備考 1 大気指定施設の種類及び施設番号の欄には、別表第 12 に掲げる項番号及び名称並びに大気指定工場等における施設番号を記載すること。
- 2 大気指定施設の設置の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日、変更の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日、その他の場合には設置年月日をそれぞれ記載すること。
- 3 規模の欄には、別表第 12 の下欄に掲げる規模の表示法によって記載すること。
- 4 燃焼設備の燃料の燃焼能力の欄には、液体燃料、固体燃料又は気体燃料を区分して記載し、単位を明示すること。当該単位を「m<sup>3</sup>/h」とする場合は、温度が零度であって圧力が 1 気圧の状態（第 6 号において「標準状態」という。）における量に換算したものを記載すること。
- 5 重油に換算した量の欄には、別表第 13 により換算した量を記載すること。
- 6 総発熱量の欄において単位を「kJ/m<sup>3</sup>」とする場合は、標準状態における燃料又は原料 1 立方メートル当たりの発熱量に換算したものを記載すること。
- 7 季節変動の欄には、停止、負荷の変動等をその期間とともに記載すること。

別紙 2

ばい煙の処理の方法並びにばい煙に係る原材料及び燃料の種類及び使用量

大気指定施設の種類及び施設番号	燃料の種類・性状			燃料の最大使用量 (L/h、 kg/h、 m <sup>3</sup> /h)	原材料の種類・性状		原材料の最大使用量 (kg/h)	排煙脱硫装置等			最大硫黄酸化物排出量 (m <sup>3</sup> /h)
	種類	比重	硫黄分 (%)		種類	硫黄分 (%)		名称及び型式	脱硫の方式	効率 (%)	
合計											

- 備考 1 大気指定施設の種類及び施設番号の欄には、別表第 12 に掲げる項番号及び名称並びに大気指定工場等における施設番号を記載すること。
- 2 硫黄分の欄の記載に当たっては、重量比又は容量比の別を明らかにすること。
- 3 燃料の最大使用量の欄及び原材料の最大使用量の欄には、液体燃料、固体燃料又は気体燃料を区分して記載し、単位を明示すること。なお、燃料の最大使用量の欄において、単位を「m<sup>3</sup>/h」とする場合は、温度が零度であって圧力が 1 気圧の状態（次号において「標準状態」という。）における量に換算したものを記載すること。
- 4 最大硫黄酸化物排出量の欄には、標準状態における量に換算したものを記載すること。